

- 病床機能報告制度においては、報告する医療機関の負担軽減のため、報告項目のうち、「具体的な医療の内容に関する項目」については、診療報酬の診療行為に着目して報告項目を設定している。
- 今般の平成28年度診療報酬改定に対応するため、病床機能報告においても、報告項目を見直す必要がある。

改定項目の例

○急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況

例1) 退院支援に関する項目

【削除】

退院調整加算(退院時1回)

- 1 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)、専門病院入院基本料、有床診療所入院基本料又は特定一般病棟入院料を算定している患者が退院した場合
- 2 療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(結核病棟に限る。)、有床診療所療養病床入院基本料、障害者施設等入院基本料、特定入院基本料、特殊疾患入院医療管理料又は特殊疾患病棟入院料を算定している患者が退院した場合



【新設】

退院支援加算(退院時1回)

- 退院支援加算1
- イ 一般病棟入院基本料等の場合
 - ロ 療養病棟入院基本料等の場合
- 退院支援加算2
- イ 一般病棟入院基本料等の場合
 - ロ 療養病棟入院基本料等の場合

○疾患に応じたリハビリテーション及び早期リハビリテーションの状況

例2) 廃用症候群リハビリテーション料の新設

【改定前】

脳血管疾患等リハビリテーション料

- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) 以外の場合 廃用症候群の場合
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) 以外の場合 廃用症候群の場合
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) 以外の場合 廃用症候群の場合



【改定後】

脳血管疾患等リハビリテーション料

- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)

【新設】

廃用症候群リハビリテーション料

- 1 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)
- 2 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)
- 3 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)